

漢代の賻贈について

佐 伯 富

【要約】 死者を出した家を物質的に扶助する慣習は、中国では古い起原をもち、詩経、礼記、左伝などの古典に見えている。この醇風美俗は、普通、賻贈といわれ、春秋時代から君主の権力が強くなり、漢代に古代帝国に発展すると、その制度にも取り入れられて、君主の臣下に対する恩恵を示すものとして利用された。漢代には官僚に対する賻贈には莫大なものがあり、官僚が死亡すると、その家族は一財産を作る者さえもあつた。かかる莫大な賻贈の流行は、国教となつた儒教の厚葬説に支えられたものと考えられるが、一方では豪族が段々抬頭して官僚になるので、彼等を懐柔しようとする君主の意図とも無関係ではなからうと思われる。

史林 六二卷五号 一九七九年九月

一 は し が き

死者を出した喪家を物質的に扶助する慣習が、中国では古い起原をもつことは『詩経』「国風・谷風」の条に

凡民有喪。匍匐救之。

凡そ民に喪あれば、匍匐して之を救う。

とあり、また『礼記』『左伝』などの古典にも見えている。『礼記』上「檀弓」上第三には次のような話を載せている。

子柳之母死。子碩請具。子柳曰。何以哉。子碩曰。請粥庶弟之母。子柳曰。如之何。其粥人之母。以葬其母也。不可。既葬。子碩欲以賻布余。具祭器。子柳曰。不可。吾聞之也。君子不家於喪。請班諸兄弟之貧者。

魯の子柳（魯の公族叔仲皮の子）の母死す。弟の子碩葬具を請う。子柳曰く、何を以て之を求めんやと。子碩曰く、請うらくは庶

弟の母を売りとて之を求めんと。子柳曰く、如何んぞ人の母を売りと、其の母を葬らんや、不可なりと。既に葬る。子碩賻布の余（香奠の残り）を以て祭器を購ひ具えんと欲す。子柳曰く、不可なり。吾之を聞けり。君子は喪によりて得る所の財物を家に私せずと。請うらくは其の残りを諸兄弟の貧しき者に分ち与えんと。

このように喪家を援助する慣習は、中国では古い起源をもつものであるが、それが形を変えて現在もなお生きているのは、それが人間本来の純粹な醇情に由来する行為に外ならないからである。この相互扶助の醇風良俗が社会生活の潤滑油として大きな役割を果たしたことは事実である。しかし、そこがまた政略として政治に利用され易い点でもあった。『漢書』卷四三朱建伝には、次のような話を伝えている。

朱建楚人也。故嘗為淮南王黥布相。有罪去。後復事布。布欲反時問建。建諫止之。布不聽。聽梁父侯。遂反。漢既誅布。聞建諫之。高祖賜建号平原君。家徙長安。為人弁有口。刻廉剛直。行不苟合。義不取容。辟陽侯行不正。得幸呂太后。欲知建。建不肯見。及建母死。貧未有以發喪。方假貸服具。陸賈素与建善。乃見辟陽侯。賀曰。平原君母死。辟陽侯曰。平原君母死。何乃賀我。陸生曰。前日君侯欲知平原君。平原君義不知君。以其母故。今其母死。君誠厚送喪。則彼為君死矣。辟陽侯廼奉白金祝。列侯貴人以辟陽侯故往賻凡五百金。

朱建は楚人で、もと淮南王黥布に仕え、その謀反を諫止してきかれず、黥布は謀反して誅されたが、漢の高祖は朱建が黥布の謀反を諫止したことを聞き、平原君の号を与えた。朱建は弁舌に長じ、廉剛直行にして苟しくも義に合わなければ迎合しない性格であった。辟陽侯（審食其）は不正を行なって呂太后の氣に入り、朱建に近づこうとしたが、朱建は会おうとしなかった。その時、建の母が死去したが、貧乏で喪を發することが出来ず、喪服の具を借ろうとした。陸賈は同郷の友人で、建とは仲がよかった。そこで辟陽侯に賀辭を述べていうに「平原君の母が死亡した」と。辟陽君が「どうして賀辭を述べるのであるか」と問うと、陸賈は「先に貴方は平原君と知己になり、災厄ある時には救恤しようとされたが、平原君はそれを欲しなかった。それは母が生きていたからである。今はその母が死去したので、厚く賻贈を送れば、彼は貴方のために死を惜しまぬでしょう」といった。そこで辟陽侯は直ちに百金を贈って死者の衣服の費とした。列侯貴人も辟陽侯のために五百金という巨額の賻贈を贈ったという。

辟陽侯は多額の賻贈を贈ることによって死士を得ようとしたのである。また『白虎通』「徳論・崩薨」には

臣死。亦告於君何。此君哀痛於臣子也。欲聞之加賻贈之礼。

臣死すれば亦た君に告ぐるは何ぞや。これ君、臣子を哀痛するなり。これを聞いて賻贈の礼を加えんと欲するなり。

と見え、臣下が死亡した時、これを君主に告げるのは、君主が臣下の死去を哀痛し、これに賻贈の礼を加えようと欲するからである、といっているのも同断であろう。また後漢の蓋勳が背に疽が出て卒しようとした時、董卓の賻贈を受けまいやう遺言したが、董卓は外面寛容であることを示そうとして、朝廷に表して礼の如く、東園秘器・賻篋を賜わらう取計らっているが、^①賻贈を政略的に利用しようとしたものであることは疑いない。

漢代には賻贈が民間で広くしかも盛行したのみならず、一つの制度として官制にもとり入れられ、その額も莫大な額に上ったのである。そしてこの慣習制度は後世までも引継がれて実施されたのであるが、それはいかなる理由によるものであろうか。その間の事情を考察しようとするのが、本稿の目的である。漢代の賻贈については、鎌田重雄・杉本憲司両氏の研究があり、資料の上では参考する所が多かったのであるが、私はまた私の立場から賻贈の歴史的な意味について掘り下げて考察して見ようと思うのである。

① 『後漢書』卷八八蓋勳伝。東園秘器については、第三章註④参照。

② 鎌田重雄「漢代賻贈考」『秦漢政治制度の研究』所収。

杉本憲司「漢代の法賻について」。大阪府立大学社会科学論集二。

二 賻贈の起原

周魯の『類書纂要』卷二〇「賻補」の条に

謂賻贈死者。以補助其不足。

死者に賻贈し、以てその不足を補助するをいう。

とあり、また瓊崑玉の『古今類書纂要』卷八「賻儀」の条には

以財物資助喪家。曰賻儀一封。

財物をもって喪家を資助するを賻儀一封という。

と見えるように、財貨をもって喪家の葬儀を援助する際、その行為もしくはその財貨が賻と称せられたのである。もっとも財貨といっても、葬儀に必要な物資はいろいろある。古代においては、その物によって名を異にしていた。『礼記』上「文王世子」第八に

至于贈・賻・承・含。皆有正焉。

贈・賻・承・含に至るまでみな正礼あり。

とあり、その注に

含胡暗反。本作哈。贈・賻・哈・襚。皆贈喪之物也。車馬曰贈。珠玉曰哈。衣服曰襚。摠謂之贈。贈猶送也。

含は胡暗の反。もと哈に作る。贈・賻・哈・襚はみな喪に贈るの物なり。車馬を贈といい、布帛を賻といい、珠玉を哈といい、衣服を襚という。摠じてこれを贈という。贈は猶お送のごときなり。

と見える。つまり車馬を贈るのが贈であり、布帛を贈るのが賻、珠玉は哈(含)、衣服は襚(襚は承に通ず)と称せられ、一括して贈といわれたのである。車馬は主人の送葬を助けるためのものである。襚は死亡者を覆被する衣類、珠玉は死亡者の口に含ませるものである。珠玉ことに玉は古来中国人のもっとも貴重するものであり、これを口中に含ませるのは、死者をして飢渴の憂を無からしめるためであるという。漢の武帝が建章宮の南に玉堂璧門を造り、銅仙人を作りて承露盤をおき、雲表の露を承け玉屑を和してこれを飲み、長生不死の靈薬としたのも同じ考えであろう。中国古代においては、玉が貴重視された結果、玉には靈性があるものとされたのである。こういう考え方は中世にも引継がれ、長生きするために玉を粉にして飲んでゐる。因みに一九七〇年、江蘇省徐州で、後漢明帝の子で、安帝の元初四年(西曆一七七年)に死んだ彭

城王劉恭の一族と関係があるらしいといわれる人の墓から、二千六百枚の玉片を銀線で綴り合わせた銀縷玉衣が発見された。これより先き、一九六八年にも、河北省滿城で前漢の中山靖王劉勝とその妃竇綰の墓から金縷玉衣が発掘されている。このような玉衣はこれまでにすでに十点近く発見されているが、玉衣は死体の腐敗を防ぐ靈性があるものと信ぜられていたらしい。^③ いずれにしても玉は人間の死後も、なお肉体を永遠に保存し、その精神を生き永らえさせる靈力をもつものと、古代人には考えられていたようである。

さて、それはさておき、いま述べたように、喪家に贈られる財貨は、その物によってよび名が変わっていたが、その行為あるいはその財貨は一般的には、単に贈の一字で表わす場合もあるが、多くは贈贈、贈贈、贈贈、贈贈、あるいは贈贈、贈贈、贈贈、贈贈、贈贈、贈贈など^④と熟して用いられた。このほか贈給、贈助、贈送、贈補、あるいは贈贈、贈恤、贈助、孝贈、法贈^⑦などの語もあり、天子から賜わる場合には贈賜、贈資^⑧ともいわれた。また贈贈の財貨を贈資、贈物^⑨といい、それが絹、布、錢、金、穀物であれば、それぞれ贈絹、贈布、贈錢、贈金、贈穀と称せられたのである。

ところで贈贈とは、『白氏六帖事類集』卷一九「贈贈」に
贈贈死者以補助其不足也。

死者に贈贈して以てその不足を補助するなり。

とあり、また『史記』卷八三魯仲連伝には

鄒魯之臣。生則不得事養。死則不得贈禮。

鄒魯の臣、生きては則わち事え養なうを得ず。死すれば則わち贈禮するを得ず。

とあり、その正義には

衣服曰禮。貨財曰贈。皆助生送死之禮。

衣服を禮といい、貨財を贈という。みな生を助け死に送るの禮なり。

と注しているように、経済的に恵まれぬ家に死者があり、葬儀を執り行ないえない場合に、物資を資助してこれを行わせ、併せて生き残った者が生計の道を立てることが出来るように、援助するのが、本来の目的である。

また『礼記』上「文王世子」第八に

敬弔臨賻贈。陸友之道也。

敬しんで喪家に弔臨し賻贈を贈るのは、陸友の道なり。

とあり、族人間に喪がある時、敬んで弔問し、賻贈を贈るのは、族人間の和睦友愛をはかる道であるといっているように、族人間の精神的な絆の強化を計ろうという意図も、存在していたのである。ともかく、賻贈の慣習は、古代の氏族間において、あるいは地域的協同体において、以上述べたような意識のもとに、自然発生的におのずから発生し発達したものであろうと思われる。

人間の死というものは、もっとも厳粛なものであり、残された家族にとつては悲痛である。殊に死歿した者が家族の支柱である場合には、残された家族は生活で途方に暮れることもありうる。かかる時、心温まる弔慰と手厚い賻贈は、残された家族には大きな慰安となり激励の力となる。また祖先崇拜の觀念の強い中国人は死者を厚く葬つてその冥福を祈りたいてであろう。それがまた子孫の繁栄と幸福とをもたらすものと観念したに相違ない。ここから賻贈の慣習は次第に盛行し、現在までもその慣習は受けつがれているのである。

① 足立喜六「含襚考」。考古学雜誌二一六。

② 宮崎市定「中国に於ける奢侈の変遷」『アジア史研究』第一、所収。

③ 日中国交正常化記念「中華人民共和国出土文物展」目録（一九七三年）。

④ 賻贈『白虎通』「德論・崩薨」。

賻贈『後漢書』卷五六蔡茂伝。

⑤ 賻襚『史記』卷八三魯仲連伝。
賻贈『後漢書』卷五四馬廖伝。

賻贈 同書卷八二崔瑗伝。
賻襚 同書卷六一羊統伝。

賻贈『晉書』卷六五王導伝。

『唐書』卷一六五鄭余慶伝。

⑥ 贈給 『後漢書』卷五七王丹伝。

贈助 同前。

贈送 同書卷五三竇融伝。

贈補 『大戴禮』卷一二期事。

⑦ 贈賻 『新編事文類要啓削青錢』卷八別集喪礼門。

贈恤 『宋会要』礼卷四四高宗建炎三年二月十六日。德音。

贈助 『後漢書』卷六二樊儵伝。

孝贈 『宋会要』礼卷四四、熙寧元年五月二日条。

詔致仕大將軍已上身亡。支賜孝贈。將軍更不支賜。

三 贈贈の盛行

贈贈の慣習は恐らく氏族がその団結を計り、氏族保存の必要から発生したものではないかと思われるが、それが後には一方では一般社会の慣習として行われるとともに、他方では君主権の強大化とともに、政治的にも利用され、政治制度の中にも取り入れられることになった。春秋時代、蔽沢地の開発や常備軍の設置などにより、君主権が次第に強くなり、戦国・秦を経て漢代に入り、武帝に至ってその絶頂に達した。武帝は儒教を採用して思想の統一を計ったが、儒教思想が政治に深く食いこみ、それが政策として打ち出されるのは、この頃からである。後漢の経術主義の盛行はその結果と思われる。法賻という語が端的に示すように、贈贈は漢代すでに朝廷の礼制として確立しているが、それは豪族の抬頭とそれに対応する朝廷の豪族懐柔策の現われであると同時に、儒教思想の流行に伴なう厚葬説とは無関係ではなからう。豪族が段々発展して土地を兼併し、財貨を蓄えて貴族化して来ると生活が奢侈になる。奢侈が流行すると厚葬が行なわれる。①
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
 から朝廷の贈贈もおのずから、高額にならざるを得ないのである。

『後漢書』卷五四馬廖伝に

贈金 沈德符『万曆野獲編』補遺卷二「閣臣妻子賜賻」。

贈穀 『後漢書』卷一一一温序伝。

法賻 『漢書』卷七七何並伝。

⑧ 贈賜 『統資治通鑑長編』卷二五九、元豊八年八月癸未条。

贈資 『宋史』卷四八八交趾伝。

⑨ 贈賻 『清稗類鈔』四九「劉壯猷殺陳總兵」。

贈物 『宋会要』礼卷四四、咸平六年十一月三日の条。

⑩ 贈絹 『後漢書』卷六一杜詩伝。

贈布 『礼記』上「檀弓」上第三。

贈錢 『後漢書』卷七十二楚王英伝。

〔馬廖〕卒。和帝以廖先帝之舅。厚加贈賻。

馬廖卒す。和帝は、廖が先帝の舅なるを以て、厚く贈賻を加う。

とあり、和帝の舅馬廖が卒した時、厚く贈賻を加えたという。また同書卷六二樊儵伝には

〔樊〕儵卒。贈助甚厚。

樊儵卒す。贈助甚だ厚し。

と見え、樊儵が卒した時、贈助が甚だ厚かったという。劉般の妻や蔡茂が卒した時にも、贈賻が甚だ厚かったと見えていゝ。手厚い贈賻の例は漢代には無数に見られる。もう少し具体的にいうと、『後漢書』卷七二中山簡王伝には次のように見える。

永元二年。〔中山簡王焉〕薨。自中興至和帝時。皇子始封。薨者皆賻錢三千万。布三万匹。嗣王薨。賻錢一千万。布万匹。是時竇太后臨朝。竇憲兄弟擅權。太后及憲等東海出也。故陸於焉。而重於礼。加賻錢一億。

永元二年、中山簡王焉薨す。中興より和帝の時に至るまで、皇子始めて封じ、薨する者には皆賻錢三千万、布三万匹を与う。嗣王焉薨すれば賻錢一千万、布万匹を与う。この時、竇太后朝に臨み、竇憲兄弟權を擅にす。太后および憲等は東海の出身なり。故に焉に陸しくして礼において重くし、賻錢一億を加う。

後漢の始めから四代目の和帝の頃まで、皇子が始めて封ぜられて卒すると、贈賻として錢三千万（三万貫）、布三万匹を賜わり、嗣王が死すると賻錢一千万、布一万匹を賜わることになっていた。ところが和帝の永元二年（西暦九〇年）中山簡王焉が卒した時には、当時、権力を擅にしていた竇憲兄弟、竇太后との関係から、特別に賻錢一億（十万貫）という莫大な額が贈られている。後漢の初め、米一斛は平年時には、五十錢、豊年には三十錢であった。また末期には平年時八十錢、豊年には五十錢であった。そこで永元二年はちょうど後漢の中期に当るので、平年価を六十五錢とすると、一億錢では百五十三万余斛の米が買える。これで当時の一億錢の貨幣価値がほぼ推察されるであろう。このほかに布その他のものが支給さ

れたから莫大な贈贈を受けたわけである。

ところが以上のような莫大な贈贈は政府の財政には大きな負担であったらしい。『後漢書』卷八五濟北惠王寿伝に

〔濟北惠王〕寿立三十一年薨。自永初已後。戎狄叛乱。国用不足。始封王薨。減贈錢為千万。布万匹。嗣王薨。五百万。布五千匹。時唯寿最尊親。特贈錢三千万。布三万匹。

濟北惠王寿、立って三十一年に薨す。永初より已後、戎狄叛乱して国用足らず。始封王薨すれば、贈錢を減じて千万となす。布は万匹なり。嗣王薨すれば贈錢五百万、布五千匹なり。時にただ寿は最も尊親の地位にあり、特に贈錢三千万、布三万匹を賜わる。

とあり、安帝の永初(西暦一〇七年)已後、外民族が反してから、これを討伐するために、財政が窮乏し、始封王の贈贈を半減して贈錢千万(二万貫)、賜布万匹とし、嗣王の贈錢を五百万、賜布を五千匹とし、それぞれ減額したが、惠王寿はもっとも尊親の地位にあるという理由で、却って贈錢三万貫、賜布三万匹という莫大な贈贈を受けている。また『後漢書』卷五、永初四年十月甲戌の条に、その夾註に『東觀記』を引いて

新野君〔陰氏〕薨。贈以玄玉・赤紱・贈錢三千万・布三万匹。

新野君〔陰氏〕薨す。贈るに玄玉・赤紱・贈錢三千万・布三万匹を以てす。

と見えるように、始封王の贈贈半減を決定しおきながら、四年後の永初四年(一一〇年)、新野君陰氏が卒した時には、玄玉・赤紱のほか、贈錢三万貫、布三万匹を贈っている。また桓帝の元嘉二年(一五二年)、愷皇后が卒した時には、喪主となった帝の弟平原王石には東園画梓寿器・玉匣・飯舎の具のほか、贈錢四万貫、布四万匹を賜わり、また東平憲王蒼が卒した時には、明帝の弟、章帝の叔父であるところから、錢を賜わること前後十萬貫、布九万匹という莫大な額の贈贈を賜わっている。

以上の諸例は宗室という特別な階層の者に対する贈贈の例ではあるが、それにしても、他の時代には、これほどの額の贈贈の例は、まだ見当たらないようである。一般の官吏もまた漢代には相当な額の贈贈を受けていたようである。『後漢書』

卷六一羊統伝に

旧典二千石卒官。賻百万。

旧典では、二千石の者が在官中卒すれば、賻錢百万を支給す、とあり。

とあり、二千石の官が在任中卒すると、賻錢千貫という規定であった。この規定はすでに前漢時代からあったらしい。『漢書』卷八八儒林伝、歐陽生伝に

元帝即位。〔高孫〕地余侍中。貴幸至少府……及地余死。少府官属。共送数百万。其子不受。天子聞而嘉之。賜錢百万。

元帝即位せし時、高孫地余が侍中たり。貴幸せられて少府に至る。地余死するに及んで、少府の官属がともに数百万の賻贈を送れども、その子これを受けず。天子聞いてこれを嘉し、錢百万を賜えり。

とあり、元帝の時、少府高孫地余が死去した時、少府の官属が數千貫の賻錢を贈ったが、その子がこれを受けなかったため、元帝はその行為を嘉し、千貫の賻錢を賜わっている。少府は中二千石の官である。また『漢書』卷七七何並伝には

〔何並〕疾病。召丞掾。作先令書〔師古曰。先為遺令也〕。曰。告子恢。吾生素養日久。死雖当得法賻勿受。葬為小槨。窆容下棺。恢如父言。

何並病革る。丞掾を召して先ず令書⑦を作らしむ。曰く。子恢に告ぐ。吾生れて素養すること日久し。死すれば、当に法賻を得べしと雖も、受くること勿れ。葬るには小槨（槨）を為り、ただ下棺を容れよと。恢父の言の如くす。

とあり、前漢時代には法賻という熟語が見えるから、各官相当の賻贈支給の額が規定されていたものと思われる。

以上は朝廷下賜の賻贈について述べたのであるが、一般の民間においても賻贈は広く行われていた。孔子が衛に行つた時、旧館人の喪にあり、駢（ソネツケ）をといて賻贈としたことが『礼記』に見えている⑧。この習慣は漢代でも盛行している。王充の

『論衡』卷一二「量知篇」に

貧人与富人。俱賻錢百。並賻礼死哀之家。

貧人と富人と、ともに錢百を齎らし、並びに死哀の家に賻礼す。

とあり、貧人と富人とが、ともに賻錢百錢を喪家に贈っている。また『後漢書』卷五七王丹伝に、王丹は家に千金の蓄えがあり、河南の太守となっても、喪家があればどの家にも賻贈をしたので、そのために河南の風俗が篤くなったことを述べた後に

同郡陳遵。関西之大俠也。其友人喪親。遵為護喪事。賻助甚豐。

同郡の陳遵は関西の大俠なり。その友人親を喪う。遵ために喪事を護く。賻助甚だ豊かなり。

と見え、関西の大俠陳遵も、その感化をうけて、その友人の母が死亡した時、手厚い賻贈をなしている。民間の賻贈も巨額に上ったらしく、さきに指摘した如く、少府の高孫地余が歿した時、その官属が数千貫の賻錢を贈っている。また『後漢書』卷七四張禹伝に

〔張禹〕父歆卒。吏人賻送前後數百萬。悉無所受。

張禹の父歆卒す。吏人賻送すること前後數百萬あり。悉く受くる所無し。

とあり、父張歆が歿した時にも、吏人が前後數千貫の賻錢を贈っている。張禹はこれを辞退したが、当時の風潮を推察することが出来る。このような巨額の賻贈の例は朝廷と民間とを問わず、漢代にはしばしば見られる。そこで『漢書』卷九二游俠伝、原涉伝に

〔原〕涉父哀帝時。為南陽太守。天下殷富。大郡二千石死官。賦斂送葬。皆千万元以上。妻子通共受之。以定産業。

原涉の父、哀帝の時、南陽郡の太守となる。天下殷富なり、大郡の二千石、官に死すれば、賦斂して葬を送る。みな千万元以上なり。妻子通じてみなこれを受け、以て産業を定む。

とあり、漢代には二千石の太守などが在任中死亡すると、その賻錢が一万貫以上にも上りその残された妻子は一財産をつくる事が出来たという。もちろん、このうちには朝廷や同僚、属官、知人等の賻贈が含まれていたであろうと思われる。

① 厚葬については岡崎文夫『魏晉南北朝通史』外篇第一章第二節「後漢風俗の敗壞」。

『後漢書』卷二明帝紀承平十二年五月丙辰。

詔曰。昔曾閔奉親。竭欲致養。仲尼葬子。有棺無槨。喪貴致哀。礼存寧儉。今百姓送終之制。競為奢靡。生者無担石之儲。而財力尽於墳土。……糜破積世之業。以供終朝之費。子孫饑寒。絕命於此。豈祖考之意哉。

王符『潜夫論』卷三浮侈第十一。

寵臣貴戚。州郡世家。每有喪葬。都官屬縣。各当遣吏。齋奉車馬帷帳。貸假待客之具。競為華。

② 『後漢書』卷六九劉般伝。同書卷五六蔡茂伝。

③ 西田保「漢代の漕運と常平倉の設置」(『池内博士還曆記念東洋史論叢』)。

四 む す び

以上述べたように、漢代には贈贈が民間で盛行するとともに、それが官制にもとり入れられ、官僚のうちには、贈贈によって、一財産を作るほど、その額も巨大なものになった。それは儒教の流行に伴ない厚葬説が社会に拡まったことにもよるが、一方君主権が春秋の頃から強化に向かい、漢代に至って益々強大になる。贈贈は君主の臣下に対する恩恵を示すものとして制度化されたことによるものと思われる。

④ 女玉は黒色の玉。赤紵については資治通鑑卷五三、和平元年三月甲午の条、胡三省の註に「漢制。公主儀服同公侯。紫紵。長公主儀服同諸王。赤紵四采。赤黃纁紺。長二丈一尺。三百首。紵音弗。」と見え

る。

⑤ 『後漢書』卷一〇下。東園署とは棺を作ることを主る役所である。

⑥ 同書卷七二東平憲王蒼伝。

⑦ 令書については、資治通鑑卷八一、唐紀、天祐元年八月壬寅の条の胡三省の註に

諸侯下令于境内。謂之令書。以異於天子所下制詔敕之書也。とある。

⑧ 『礼記』上「檀弓」上第三。

孔子之衛。遇旧館人之喪。入而哭之哀。出使子貢說驂而贈之。

The *Fu-tsêng* 賻贈 in the *Han* 漢 Dynasty

by

Tomi Saeki

The *fu-tsêng*, a custom that the material support is offered to a family of the dead, dated back to the ancient times in China. For instance, the classics such as *Shih-ching* 詩經, *Li-chi* 禮記, and *Tsho-chuan* 左傳 demonstrate the existence of this habit.

Furthermore, the *Han* dynasty institutionalized this custom of *fu-tsêng*. The imperial power had been growing strong since the *Ch'un-ch'iu* 春秋 period, and the *Han* dynasty developed into the ancient empire. Against this background, the emperor utilized the *fu-tsêng* to show the emperor's favor to his subject. The dynasty gave a large amount of money as the *fu-tsêng* to its bureaucrats. It is not too much to say that when one officer died, his family could make a fortune of the *fu-tsêng*.

This article meant to illuminate reasons why it became popular to offer such a vast sum of money for the *fu-tsêng* in the *Han* dynasty. First of all, it can be said that the confucianism, the national religion, brought about this popularity since it taught the importance of laying heartily a person to rest. Secondly, we can assume that the intention of the ruler may be in relation with that popularity. That is, it is supposed that the emperor intended to conciliate great families who rose gradually to be bureaucrats, by using the custom of the *fu-tsêng*.

The *Inzen* 院宣 and the *Rinji* 綸旨 of a Different Form :

About the " *Onbugyo-sorotokoronari* " 「御奉行所候也」

by

Hatsuko Hashimoto

Among the palaeographs handed down in shrines there are some doc-